

大和市長の資産等の公開に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づき、大和市長(以下「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

【解説】

- ・政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律は、国会議員の資産等を公開することにより政治倫理の確立を期し、民主主義の健全な発達に資することを目的に制定されています。同法律第7条は、地方公共団体における資産等の公開について規定しており、市町村長は条例によって、国会議員の資産公開の措置に準じて必要な措置を講ずることとされていることから、本条例において大和市長の資産等の公開について、必要な事項を定めています。

(資産等報告書等の作成)

第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等(外国にある資産等を含む。以下同じ。)について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。) 所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)及び貯金(普通貯金を除く。) 預金及び貯金の額
- (5) 有価証券(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項(株券を除く。))

及び第2項に規定する有価証券に限る。) 規則で定める種類及び当該種類ごとの額面金額の総額

(6) 株券(金融商品取引法第2条第1項第9号に規定する株券(株券が発行されていない場合にあつては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。)のうち、規則で定めるものに限る。) 株式の銘柄及び株数

(7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。) 規則で定める種類及び当該種類ごとの数量

(8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称

(9) 貸付金(生計を1にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額

(10) 借入金(生計を1にする親族からのものを除く。) 借入金の額

2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であつて12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

【解説】

<第1項について>

- ・任期の開始日において有する資産等を記載する資産等報告書についての規定です。記載する資産等の種類は第1号から第10号まで示されています。この報告書は、任期の開始日から起算して100日を経過する日まで作成しなければなりません。
- ・第5号に規定する有価証券の種類は、大和市長の資産等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第1項に定められており、国債証券、地方債証券、社債証券等としています。
- ・第6号に規定する株券は、規則第2条に定められており、①資本の額が1億円以上の株式会社の株券、②金融商品取引所に上場されている株券、③店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券のいずれかに該当するものとしています。
- ・第7号に規定する自動車、船舶、航空機及び美術工芸品は、取得金額が100万円を超えるもので、その種類は規則第3条第2項に定められており、①自動車は普通自動車、小型自動車、軽自動車等、②船舶は汽船、帆船等、③航空機は飛行機、回転翼航空機、滑空機等、④美術工芸品は絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣等としています。

<第2項について>

- ・任期開始日以降に新たに保有することとなった資産等について、資産等補充報告書を作成す

る規定です。この報告書は、12月31日現在で有するものについて、第1項の資産等の区分に応じて作成します。

(所得等報告書の作成)

第3条 市長（前年1年間を通じて市長であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者）に限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が1,000,000円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

【解説】

- ・前年分の所得金額等を記載する所得等報告書についての規定です。この報告書は、前年1年を通じて市長であった者が、毎年4月1日から4月30日までの間に作成しなければなりません。
- ・第1号アに規定する総所得金額に係る各種所得の金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得の金額をいいます。
- ・第1号イに規定する所得の金額は規則第5条に定められており、所得税法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（退職所得、山林所得を除く。）のうち、他の所得と区分して

計算される所得の金額です。

(関連会社等報告書の作成)

第4条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

【解説】

- ・毎年4月1日において、報酬を得て会社等の役員、顧問等に就任している場合、当該会社等の名称、住所、職名を記載した関連会社等報告書を作成する規定です。この報告書は、同年の4月2日から4月30日までの間に作成しなければなりません。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

【解説】

- ・資産等報告書等の保存年限についての規定です。また、保存されているこれら報告書は、大和市民はもちろん何人も閲覧の請求をすることができます。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

- ・この委任の規定を受けて、大和市長の資産等の公開に関する条例施行規則が定められています。

附 則

- 1 この条例は、平成7年12月31日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において市長である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。
- 3 前項の規定により提出された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

附 則（平成14年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例中第2条第1項第4号の改正規定及び次項の規定は、平成19年10月1日から、その他の規定は、平成19年9月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条の規定の適用については、同条第1項第4号の改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号の旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

【解説】

- ・平成19年の改正附則について、郵政民営化により郵便貯金法が廃止されたことに伴い、旧郵便貯金法に規定されていた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）については預金とみなす経過措置を定めています。